

「タニタ健康プログラム with 健康社員」提供約款

本約款は、株式会社タニタヘルスリンク（以下「乙」と呼びます。）と、乙が提供する「タニタ健康プログラム with 健康社員」（以下「本サービス」と呼びます。）に関して乙と販売代理店契約を締結している株式会社フォーバル（以下「丙」と呼びます。）から本サービスの利用権を購入して本サービスを利用する事業者であるお客様（以下「甲」と呼びます。）との間に適用され、甲乙間の契約関係を定めるものです。

第1条（定義）

1. 本約款において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) タニタ健康プログラム with 健康社員 乙が本約款に基づき甲に提供する健康に関連するプログラム。タニタ健康プログラムを主とするサービスであって、会員が自ら行う自己の身体データ、活動データおよび健診データの入力、測定機器（活動量計、体組成計、血圧計など）からのアップロードと閲覧を可能とする ASP サービスを基本サービスとし、別契約によるオプションサービスを含みます。

(2) ASP サービス 身体データおよび活動データの、測定機器からのアップロードおよび入力に基づき会員が自己の健康管理を行うことを可能にする、ASP (Application Service Provider) サービス。乙が一般個人向けに運営する「Health Planet」及び法人向けに運営する「からだカルテ」サービスを基本とし、お客様が丙と別契約することにより、カスタマイズ、機能追加を行います。

(3) オプションサービス 甲が丙と別契約をすることにより提供するオプションの健康関連サービス。

オプションサービス例：タニタ社員食堂レシピ（モバイルサイト）、健康指導、セミナー、体組成測定会、研修、AIを活用し健診データと生活習慣データから将来の健康リスクを予測し生活習慣の改善を支援する「ミライフ」サービスなど。

(4) 会員 ASP サービスの利用資格を有しており、必要なすべての規約等に同意のうえ乙に ASP サービスの会員登録を申し込み、乙がこれを受諾した個人。当該利用資格は、乙および丙の同意を条件として甲が定めた範囲の者に限るものとします。

利用資格例：甲の社員および役員（社長を含む）

第2条（適用および会員規約）

1. 本約款は本サービスの利用に関して、甲および乙に適用されるものです。甲は本サービスの利用に際し、本約款を誠実に遵守す

るものとします。

2. 丙との間で適用されるタニタ健康プログラム with 健康社員利用約款が、本約款と競合する場合および本約款で定めていない事項を定めているときには、当該丙との間で適用されるタニタ健康プログラム with 健康社員利用約款が優先して適用されるものとします。

3. 甲は、会員が ASP サービスを利用するためには乙の「タニタ健康プログラム with 健康社員」会員規約およびそれに付随するすべての規約にあらかじめ同意する必要があることを認めます。

第3条（個人情報の取り扱い等）

1. 甲および乙は、会員の個人情報（個人データを含む。本約款において同じ。）の取り扱いに際しては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の法令に従います。

2. 前項の規定は、本約款の適用される甲乙間の契約（以下「本契約」と呼びます。）の終了（解除を含みます。以下、同様とします）後においても有効とします。

3. 甲は、乙が本サービスの提供および本約款の履行に必要な範囲内において、甲が乙に開示した個人情報を丙に開示することを認めるものとします。

4. 会員の本サービス利用状況を確認できる甲に向けたサービスであって乙が仕様を定める管理画面（管理機能ともいいます）を甲は閲覧いただけます。当該管理画面の初期設定においては、健診データが要配慮個人情報であることに鑑みて健診データの閲覧機能は無効になっていますが、甲において産業医、保健師その他の産業保健スタッフが置かれている（外部委託の場合を含みます）場合であって、当該産業保健スタッフが本サービスを産業保健目的で使用するときには、別途定める手順に従ったお客様の申し出により、乙は健診データの閲覧機能を有効にします。

第4条（対価）

本サービスの対価（以下「対価」と呼びます）については、甲が丙と合意した内容に従い、丙に支払うものとします。

第5条（秘密保持、著作権等）

1. 甲および乙は、本約款の締結・履行を通じて知得した相手方の秘密情報を、当該相手方の事前の書面承諾を得ないで、第三者に開示し、または本約款の履行以外の目的で使用してはならないものとします。但し、乙は、本約款の履行に必要な範囲内において、丙に対して秘密情報を開示することができるものとします。

2. 前項の秘密情報とは、個人情報および個人データ以外の、秘密である旨を明記された書面、図面、記録媒体等の有形形式の情報および口頭、視覚的表示等の無形形式の情報のうち開示の際に秘密である旨が示されかつ当該開示後 30 日以内に秘密である旨を明記された書面にまとめられたものを意味します。ただし、秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報には第 1 項の不開示義務および目的外不使用義務が適用されないものとします。

- (1) 第 1 項の知得時点で既に公知となっている情報
- (2) 第 1 項の知得後、受領当事者の責めによらずに公知となった情報
- (3) 第 1 項の知得時点で既に知得当事者が自ら保有していた情報
- (4) 知得当事者が、正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 前 4 号のいずれにも該当しない秘密情報に依拠することなく、知得当事者が独自に開発した情報。

3. 本サービスに関する著作権その他の知的財産権は、甲の商号及び商標並びに甲が制作したコンテンツを除き、乙に帰属するものとします。

4. 本契約の終了後も、第 1 項の規定については 3 年間、第 2 項および第 3 項の規定については無期限に、有効に存続するものとします。

第 6 条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、本サービスに関する丙との契約が成立していることを条件として、甲および会員が必要な約款および規約等に同意のうえ乙との契約が締結された日から有効とし、本契約の適用される本サービスに係る丙と甲との契約の有効期間が終了するまでとします。

2. 乙と丙との販売代理店関係が終了した場合、甲および乙は、いずれかの当事者からの申し入れにより、直接取引を前提として契約条件の変更について協議を行うものとします。

第 7 条 (契約終了)

1. 本契約は、第 6 条の規定に基づいて終了する場合のほか、甲への本サービスの提供につき、乙によるタニタ健康プログラムの適切な運営を妨げるやむを得ない事由が生じたときは、適切な運営を継続し得る最終日において本契約は終了します。この場合、乙は速やかに当該事由および当該最終日を甲に通知するものとします。

2. 第 6 条または前項により本契約が終了した後も、本契約に基づ

き既に発生している未履行の債務についてはその本旨に従った履行があるまで、また次条以下に定める権利義務についてはその性質に従って消滅すべき時まで、なお存続するものとします。

第 8 条 (費用負担)

本約款に別段の定めがある場合を除き、本約款の締結・履行に伴い甲または乙において発生した費用は、当該費用の発生した甲または乙が負担するものとします。

第 9 条 (免責)

1. 本サービスは、現状有姿で提供されるものであり、乙は、本サービスが甲の使用端末において動作することを保証するものではありません。

2. 乙は、本サービス等に含まれる機能が、甲の特定の目的に適合することを保証するものではありません。

3. 甲が、本サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレームが通知される等、甲と第三者との間で紛争に持ち込まれた場合、甲の責任と費用をもって処理解決するものとします。甲が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

第 10 条 (損害賠償の制限)

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスに関して、乙が甲に対して負う損害賠償責任の範囲は、乙の責めに帰すべき事由により又は乙が本約款に違反したことが直接の原因でお客様に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、乙に故意又は重過失なき限り本サービスの月額利用料の 1 年分を超えないものとします。

第 11 条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲は、自らが暴力団、暴力団員またはこれらに準ずる者等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証するものとします。

2. 甲は、自らまたは第三者を利用して、暴力、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的な要求行為、詐欺的な行為、業務を妨害する行為、名誉、信用等を毀損する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

3. 甲が本条第 1 項ないし前項に違反した場合には、乙は催告、通知その他の何らの手続きを要することなく即時に本規約を含む甲との一切の契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、乙の解除権の行使は、甲に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。また、本項による解除権の行使によって損害が発生した場合でも、甲は乙に対して、損害賠償

請求することはできないものとします。

第12条 (契約譲渡)

本約款に別段の定めがある場合を除き、甲および乙は、本約款および本契約上の地位または本約款および本契約に基づく権利義務の全部もしくは一部を、相手方の事前の書面承諾を得ないで、第三者に譲渡し、移転し、引き受けさせ、その担保に供し、またはその他の処分をしてはならないものとします。

第13条 (契約解除)

1. 乙は、甲が本約款または本契約に違反し、書面により相当の催告期間を付してその是正を催告したにもかかわらず、当該催告期間中に当該本約款または本契約違反が是正されなかったときは、本契約を解除し、かつ/またはこれによって生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

2. 乙は、甲が以下の各号のいずれかに該当したときは、何ら催告を行うことなく直ちに本契約を解除し、かつ/またはこれによって生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

(1) 乙に対する申込みもしくは届出において虚偽の事項を申告し、または申告漏れがあったことが判明したとき

(2) 本サービスの運営に支障をきたすおそれがあり、または他のお客様に損害を与えるおそれがあると当社が判断した場合

(3) ID またはパスワードを不正に使用し、または第三者に使用させたとき

(4) 不正の目的をもって本サービスの情報を利用した場合、または本サービスの情報を当社の承諾なく改変したとき

(5) 支払期日を過ぎてもなお利用料金等を丙に支払わないとき

(6) 監督官庁より営業取消または停止等の処分を受けたとき

(7) 手形または小切手の不渡りを出して銀行取引停止処分を受けたとき

(8) 差押え、仮差押えもしくは仮処分を受け、または受けるおそれがあるとき

(9) 破産、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算の申立てがあったとき

(10) 営業を停止し、もしくは変更し、または解散の決議をしたとき

(11) 前各号に掲げるほか、財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な兆候があるとき

3. 前2項に従って本契約が解約された場合、当該解約をした当事

者に対する相手方の金銭債務については当然に期限の利益が失われ、当該相手方は直ちにその全額を弁済しなければならないものとします。

4. 本条に基づく本サービスの解除等により、お客様に不利益、損害その他が発生したとしても、当社はその責任を一切負わないものとします。

第14条 (約款の変更)

乙は、乙が必要と認めた場合は本約款を変更できるものとします。本約款を変更する場合、変更後の本約款の内容および施行時期を適切な方法により周知し又は甲を含む利用者に通知します。但し、法令により甲を含む利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、乙の所定の方法で同意を得るものとします。

第15条 (疑義解決)

本約款に定めのない事項または解釈に疑義のある事項については、甲乙が誠実に協議し、解決を図るものとします。

第16条 (合意管轄)

本約款および本契約に起因または関連する甲乙間の訴訟については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(以下余白)